

広島県告示第千二百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和二年十二月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和二年十二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下千鳥小奴可停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市東城町小奴可字妙見二五二七番一地从 から 庄原市東城町小奴可字三門二六八番一地从 まで	新	旧	四・〇〇 七・〇〇	二四八・〇〇	ダブルウェイ 一般国道二一 四号、県道小 奴可停車場線 と一部重複
	〇・〇〇 四・五〇 九・〇〇 三・五〇	九・〇〇 三・五〇	二五〇・〇〇	二三四・六〇	
庄原市東城町小奴可字三門二六八番一地从 から 庄原市東城町小奴可字三門二六五九番五地先 まで	新	旧	一・〇〇 二・三〇	二五〇・〇〇	ダブルウェイ 一般国道二一 四号、県道小 奴可停車場線 と一部重複
	〇・〇〇 四・五〇 九・〇〇 三・五〇	九・〇〇 三・五〇	二五〇・〇〇	二三四・六〇	